



答申第 439 号  
平成 26 年 5 月 26 日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議  
会長 西村裕三



答 申

神戸市個人情報保護条例第33条第2項の規定に基づき、平成 26 年 5 月 26 日付  
神戸参市第 123 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申  
します。

記

番号法に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検を神戸市  
個人情報保護審議会の所掌事務へ追加することについて  
(条例第 33 条「審議会」に関して)

- 1 実施機関が行う番号法に基づく特定個人情報保護評価の適合性・妥当性を客観的に担保するためには、市長の附属機関として神戸市個人情報保護条例により設置された当審議会が第三者点検を行うことが最も適切と認められる。
- 2 実施機関が個人情報の新たな電子計算機処理を行おうとするときは、同条例第 11 条の規定により当審議会への諮問対象となる。特定個人情報も同条例で規定する個人情報に位置づけられることから、当審議会が従前の諮問事項の審議とあわせて第三者点検を実施することは合理的であると認められる。
- 3 以上の理由により、特定個人情報保護評価における第三者点検を当審議会の所掌事務へ追加することは、妥当である。